参考資料4 消費者庁提出資料

2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	る場合においても、次に掲げる者に対し、 理の規定に違反する行為があるときは、 「項の規定に違反する行為があるときは、 「正案」 「正案」 「本の他必要な事項を命ずることができる。 「本の行為の差止め若しくはその行為が再 「本の行為の差止め若しくはその行為が再 「本の行為の差正の規定による制限若しくは 「本の行為があるときは、 「本の行為があるときは、 「本の代為の差正の規定による制限若しくは
2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の通用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条の一第四十六条、第五十三条、第五十五条、第二十六条、第五十五条、第二十六条の北小ら第五項まで、第五十条、第四十九条第三項、第七十条の十一まで並びに第七十条の二第四項、第七十条の九から第七十キのの通用については、前項に規定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為(事業者団体が事業者に当該行為に該	時になくなつている場合においても、することができる。 5 5 6 7

( 課徴金納付命令)	当する行為をさせるようにする場合にあつては、排除命令書」とあるのは「排除命令書」とあるのは「排除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」と、同法第一項中「排除措置命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」をあるのは「第三号、第九十五条第二項第二号及び第三節を除く。)」とする。 、第二項第二号及び第三節を除く。)」とする。 、第二項第二号及び第三節を除く。)」とするのは「非除命令書」と、同法第七十条の二十一中「第三章」とあるのは「非除命令書」とあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは、第二号入び第三号に係る部分に限る。) 並びに第九十条第三号、第九十五条の二並びに第九十五条のは「第三章人が非常の一件」とあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をあるのは「非除命令書」をの三人が非常かで見た。)」をする。
	3 み並条、法章」七除令」要めを」十命第当 なびの第律排令と十命書とな若確と九令一す す。二第除第、条令」、事し保、条は項る 第(項九命十同の書と同項くす「第排第行 九そ第十令三法十よ、条又はる違可 たる見告の

九十七条の規定の適用については、排除措置命令とそれぞれ同法第九十条第三号に係る部分に限る。)第二号及び第三項、第九十五条の二並びに第九十五十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

58

2		
2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	<ul> <li>一</li> <li>一</li> <li>一</li> <li>市品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のしく優良であることを示す表示</li> <li>しく優良であることを示す表示</li> <li>しく優良であることを示す表示</li> </ul>	円未満であるときは、その納付を命ずることができない。 ることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を著納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫にしく怠つた者でないと認められるとき、又はその額が三百万の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫にしく怠つたるした日から当該行為がなくなる日までの全期間のよなくなる日からさかのぼつて三年間とする。) におけ

定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して
項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規
取引の確保に関する法律第七条の二第二十五項」と、「 この
「 次項において読み替えて準用する私的独占の禁止及び公正
む。)」とあるのは「同項」と、「第二十五項」とあるのは
と、「第一項(第二項において読み替えて準用する場合を含
第二項において読み替えて準用する前三項及び同条第一項」
」とあるのは「違反行為」と、「前各項」とあるのは「同条
び「違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等
」と、「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、及
を受けた日。以下この項において「調査開始日」という。)
続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知
ついて同法第六条の二第一項の規定による命令に係る行政手
該処分が行われなかつたときは、当該法人が当該違反行為に
四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日(当
日」とあるのは「法人が当該違反行為に係る事件について第
」と、「法人が当該違反行為に係る事件についての調査開始
あるのは「不当景品類及び不当表示防止法第六条の二第一項
項」と、同条第二十五項中「第一項、第二項又は第四項」と
において読み替えて準用する前二項及び次項並びに同条第一
違反行為」と、「前各項及び次項」とあるのは「同条第二項
「 は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした
又は合併により設立された法人が受けた命令等」とあるのは
より設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、
おいて「命令等」という。)は、合併後存続し、又は合併に
第五十一条第二項の規定による審決(以下この項及び次項に
よる命令、第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに
いて読み替えて準用する場合を含む。) 及び第四項の規定に
第一項」と、「並びに当該法人が受けた第一項(第二項にお

第二十条の六まで」	用する	により	十条の	、同法	項の規	定する	の十四	六から	七条、	第五十	、 第 五	条、第	3 私的	のとする。	の二第	した日	四項に	。) は	する特	(同条第一	社等は、	替えて	۔ کر	定によ	特定事	承継子	٤
十条の六まで-	用する場合を含む。	第七条の二第	の七において詰	同法第七十条の十	項の規定による命令は納付命令とみなす。	定する違反行為は同法第十九条の規定に違反する行為	四までを除く。	から第七十条の八まで並びに第七十条の十	第六十九条笥	第五十五条第二項、	第五十条第六項、	第二十六条及び第八章第二節	私的独占の禁止及び	ବଂ	一項に規定す	」とあるのは	四項に規定する違反行為につ	同条第一項」	する特定事業承継ユ	項にお	これら」と	替えて準用する第二十二項」	「第二十二百	による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と	特定事業承継子会社等と連帯	子会社等に対し	第四項中「当
	) 若しくけ	一 項 (	て読み替えて準用する場合を含む。	第一項中	マは納付命会	回法第十九冬	) の 規 定 の	ハまで並びに	条第三項、第七	第五項及び第六項、	第五十一条、	ひ第八章第1	反び公正取引の		項に規定する行為がなくなつた日」	は「不当景品類及び		Ę	子会社等をい	いて読み替えて準用する第二十五項に規定	とあるのは「	十二項」 と	項」とあるのは	リた他の特定	<b>杠等と連帯</b> し	し、この項の	「当該事業者に対し」
	は第四項又は	同条第二項にお	年用する場合	「第七条の二第二十	マとみなす。	示の規定に遺	の適用につい	に第七十条の	第七十条の二第		*、第五十三条、	節(第四十六条	確保		なくなったロ	品類及び不当	いては、違ら	同条第二十七項中「実行	いう。以下この	んて準用する	受け	と、「受けた	のは「同条第」	上事業承継之	して」とある	の規定による命令を受け	
	しくは第四項又は第二十条の二から	いて読み	「を含む。)	五	この場合にお	遅反する行知	いては、第	—	第四項、第-	第六十五条、		、 第	に関する法律第		ロ」と読み替えるも	不当表示防止法	違反行為期間)	<b>頃中「実行</b> 期	項にお	る第二十五頃	た特定事業承継マ	受けた特定事業承継子会	項にお	丁会社等と速	とあるのは「この項の	る命令を受け	とあるのは「は
	の一から	替えて準	)の規定	項(第二	において	急 と 、 同	一項に規	から第七十条	七十条の	第 六 十	第五十四条、	四十九条	<b>弗二十五</b>		省えるも	法第六条	) の 終 了	期間(第	いて同じ	頃に規定	子会社等	<b>承継子会</b>	いて読み	連帯して	の項の規	けた他の	特定事業

を除く。)」とする。
「第三章」とあるのは「第三章(第十三条第一項及び第三節
又は次項」とあるのは「次項」と、同法第七十条の二十一中
「これらの」とあるのは「同項の」と、「第五十一条第四項
条の二第二十五項の規定により同法第六条の二第一項」と、